

資料編

主な個別計画一覧表

策定体制

策定経過

名寄市総合計画策定審議会の開催・活動経過

新名寄市総合計画（第1次）の策定について（諮問）

新名寄市総合計画（第1次）の策定について（答申）

新名寄市総合計画策定審議会委員名簿

市民懇談会の開催経過

アンケートなどによる市民要望

名寄市総合計画策定審議会条例

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

名寄市総合計画策定委員会規程

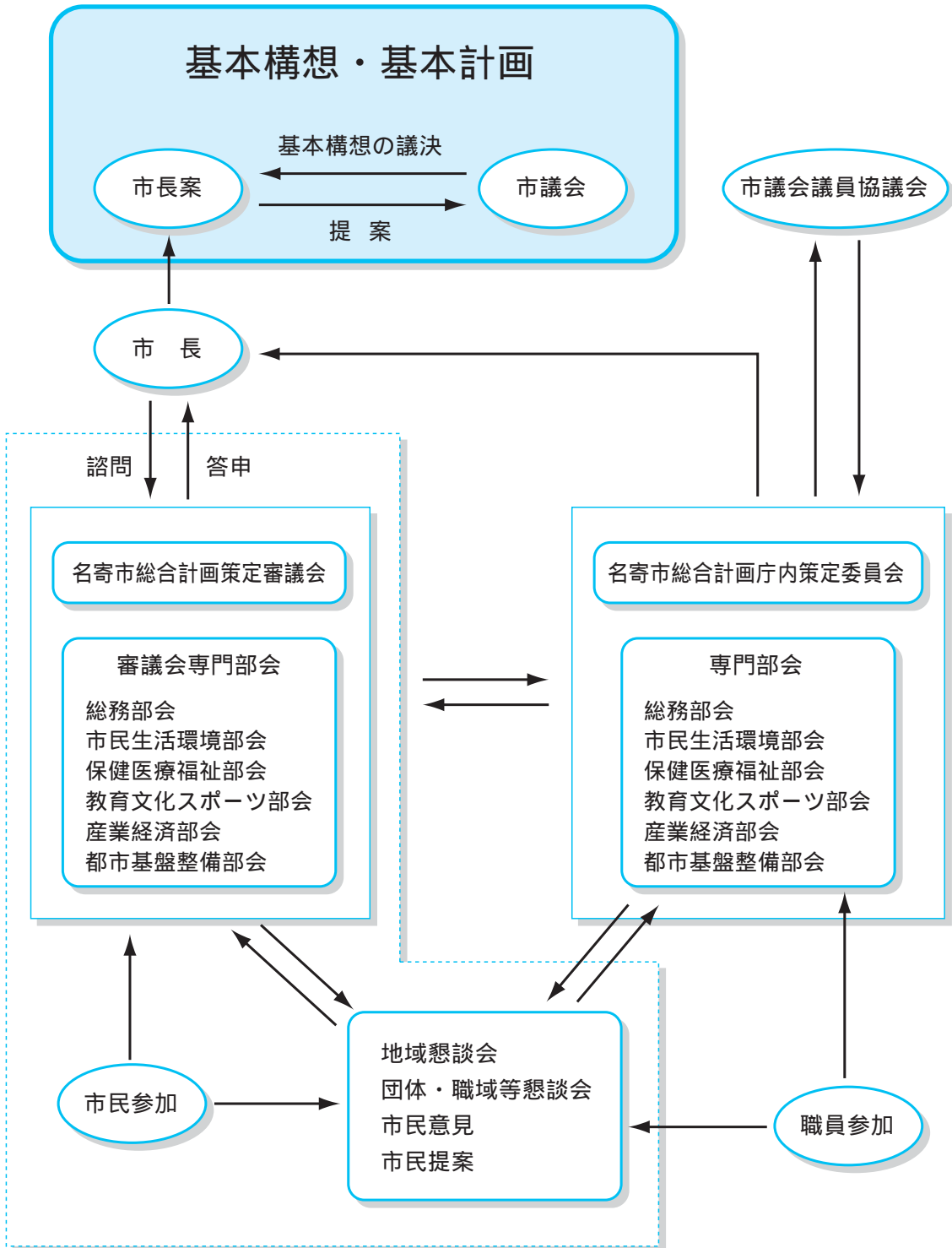
主な個別計画一覧表

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 1 健全で一体感のある 協働のまちづくり (市民参画・健全財政)	名寄市情報化計画	平成19年度	平成20年度	平成28年度	電子自治体推進指針(国)	ICT技術の進展や市民ニーズに対応した新しい時代の電子自治体構築を推進することにより、市民生活の利便性がより向上されるよう、行政及び地域の情報化の将来展望や到達目標および具体的な施策等の情報化に関する計画を定める。
	名寄市男女共同参画推進計画	平成17年度	平成17年度	平成26年度	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女共同参画社会の実現のために意識の改革、あらゆる分野への男女共同参画の促進、働きやすい環境づくり、健康づくりと福祉の充実などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り男女共同参画を推進していくことを目的とする。
	新・名寄市行財政改革推進計画	平成18年度	平成18年度	平成23年度		行財政改革の基本的な考え方、推進事項や項目と具体的方策、個別課題の推進計画などを定め、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を図り、持続的で強固な行財政基盤を確立することを目的とする。
基本目標 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画	平成18年度	平成18年度	平成20年度	老人保健法 老人福祉法 介護保険法	高齢者の社会参加の促進、高齢者等が必要とする保健医療福祉サービスの提供体制の確保、支え合う地域社会づくりの推進、介護サービス等の質の確保など高齢者施策の基本目標及び基本方針を定め、目標実現のため各種施策の展開を図り高齢者が自立した日常生活を営むことを支援することを目的とする。
	次世代育成支援行動計画	平成16年度	平成17年度	平成21年度	次世代育成支援対策推進法	子どもたちが自然の恵みの中で、明るく元気にのびのびと育ち、市民が子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることが出来る環境と、少子化、就労形態の多様化、地域コミュニティづくりを、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業、行政など、それぞれに役割分担をし、社会全体で支えていくことを目的としている。
	名寄市健康増進計画(仮称: なよろ健康21)	平成19年度	平成20年度	平成29年度	健康増進法	全ての市民が生涯を通じて健康で、安心して、暮らせるよう、みんなで助け合いながら取り組む健康づくりを目的とする。
	名寄市障害者福祉計画	平成19年度	平成20年度	平成29年度	障害者基本法	障がいや障がい者に対する理解の促進、ライフステージに応じた施策の推進、住みよいまちづくりの推進を図るため総合的・計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	障害者自立支援法 第1期名寄市障害福祉実施計画	平成18年度	平成18年度	平成20年度	障害者自立支援法	名寄市障害者福祉計画に基づき障害福祉サービスの提供方策や提供体制を計画的に整備・推進することを目的とする。
	名寄市地域福祉計画	平成22～平成23年度	平成24年度	平成28年度	社会福祉法	総合計画に即して福祉分野の個別計画の共通理念や地域福祉を推進するための基本方針及び施策(福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進など)を総合的に推進することを目的とする。

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 3 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり (生活環境・都市基盤)	名寄市地域防災計画	平成18年度			災害対策基本法 名寄市防災会議条例	災害対策基本法の規定に基づき、名寄市防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施するに当たって必要な事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。
	名寄市国民保護計画	平成18年度			国民保護法 名寄市国民保護協議会条例	国民保護法の規定に基づいて武力攻撃事態等における市民の保護のための措置を的確にかつ迅速に実施するために必要な事項を定める。
	名寄市交通安全計画	平成18年度	平成18年度	平成22年度	交通安全対策基本法	人命尊重を基本に名寄市の陸上における交通安全対策の総合的・長期的施策の大綱を定め、施策の総合的・計画的な推進を目的とする。
	一般廃棄物処理基本計画	平成18年度	平成19年度	平成28年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を策定。
	名寄市風連町市街地再開発事業基本計画	平成17年度	平成19年度	平成22年度	都市開発法 都市計画法	地域の気運に基づき、JR風連駅前の4街区にわたる2.05haの範囲において、中心市街地における機能分担を明確にし、地区整備の方向性及び市街地再開発事業等の具体化に向けた計画
	名寄市上水道事業第2期拡張計画	平成7年度	平成7年度	平成32年度	特定多目的ダム法 河川法	1. 給水区域の統合と拡張、浄水場、配水管網などの水道施設の拡充を図る。 2. サンプルダム事業に参画し、今後の安定した水量の供給を図る。
	第9次下水道5カ年計画 (平成15～平成19年度) 第10次下水道5カ年計画 (平成20～平成24年度) 第11次下水道5カ年計画 (平成25～平成29年度)	平成15年度	平成15年度	平成29年度	第9・10・11次下水道5カ年計画(国)	1. 管路及び下水処理場の施設整備 2. 下水汚濁の有効利用促進 3. 経営の健全化と効率的な維持管理
	個別排水処理施設整備事業	平成8年度	平成8年度	平成28年度		農村部の生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止対策
	緑の基本計画	平成25年度	平成26年度	平成28年度	都市緑地法	緑の保全や緑化の推進に関する将来像・目標・施策などを定め緑地の保全と緑化の推進を総合的・計画的に実施することを目的とする。
	名寄市住宅マスタープラン (見直し)	平成19年度	平成20年度	平成24年度	北海道住宅マスタープラン(道)	住宅政策の目標、基本的な方向、具体的な展開方向などを示し、住宅施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	名寄都市計画マスタープラン	平成18～平成19年度	平成19年度	平成28年度	都市計画法	1. 住民参加による都市の将来像の具体的明示 2. 市町村の定める都市計画の指針(都市マスタープランに即した決定・変更)

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標 4 創造力と活力に満ち たまちづくり (産業振興)	新名寄市農業・農村振興計画	平成18年度	平成19年度	平成28年度	名寄市農業農村振興条例 名寄市農業農村振興条例 施行規則	農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応していくため、今後の農業・農村の目指す姿(計画の目標)を定め、それを実現するために必要な施策を策定する。
	名寄市農業振興地域整備計画 (見直し)	平成19年度			農業振興地域の整備に関する法律	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。
	名寄市森林整備計画	平成18年度	平成15年度	平成24年度	森林法	森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する基準等を定めているもので、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得て、林業関係者と一体となって関連施策を講ずることにより、適切な森林整備を推進する。
	名寄市中心市街地活性化基本計画	平成12年度	平成12年度	平成21年度	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	人口の減少、少子高齢化の進展等により、中心市街地が空洞化・衰退していることから、基本計画を策定し、中心市街地の活性化を目指す。
	風連町中心市街地活性化基本計画	平成17年度	平成17年度	平成22年度	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	人口の減少、少子高齢化が進んでいる。コンパクトな市街地形成・住民の意識改革と創意工夫を行い、人々が触れ合う交流の空間を目指す。
基本目標 5 心豊かな人と文化を 育むまちづくり (教育・文化・スポーツ)	名寄市小中学校適正配置計画	平成19年度	平成20年度			児童生徒数の減少に対応し、良好な教育環境を確保するための小中学校の適正な配置について計画的に推進することを目的とする。
	名寄市小中学校施設整備計画	平成19年度	平成20年度	平成28年度	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	「小中学校適正配置計画」と連動して、昭和56年以前に建築された校舎・体育館等の耐震化及び老朽校舎等の改築・改修等の整備を行う。
	名寄市生涯学習推進計画	平成19～ 平成20年度	平成21年度	未定		生涯にわたって自ら学び、学んだことを人づくり、まちづくりに活かしていくための基盤整備と横断的な取り組みを図ることを目的とする。
	名寄市社会教育5カ年計画	平成19年度	平成20年度	平成24年度		市民の自発的意思に基づく社会教育活動を奨励、助長する。
	名寄市子どもの読書活動推進計画	平成18年度	平成19年度	平成23年度	子どもの読書活動推進に関する法律	子どもの読書活動を推進するため、法律の基本理念、北海道の推進計画に基づき家庭や地域、図書館や学校など、いつでも、どこでも自主的に読書ができる環境整備を図るための施策を総合的・計画的に推進することを目的とする。
名寄市食育推進計画	平成19～ 平成20年度	平成21年度	未定	食育基本法	食育の推進を通じて心身の健康増進と豊かな人間形成を図るため、基本理念や目標、基本的施策の展開などを定め、家庭や学校・保育所等、生産者、企業など食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し食育を総合的・計画的に推進することを目的とする。	

策定体制



策定経過

平成18年6月5日	名寄市総合計画策定審議会条例の制定
平成18年7月26日	名寄市総合計画策定審議会条例施行規則の制定
平成18年7月26日	名寄市総合計画庁内策定委員会規程の制定
平成18年7月27日	第1回名寄市総合計画庁内策定委員会開催
平成18年8月1日	名寄市総合計画策定審議会委員の公募及び委員候補者の推薦依頼の実施
平成18年8月21日	市議会議員協議会の開催（総合計画の策定方針について）
平成18年8月21日～8月31日	総合計画を考える地域懇談会の実施（風連地区5会場、名寄地区2会場）
平成18年9月1日	総合計画に関する「ご意見アンケート」の実施
平成18年9月1日	名寄市の将来人口推計について （名寄市立大学・道北地域研究所：佐藤信助教授に委託）
平成18年9月4日	第2回名寄市総合計画庁内策定委員会開催
平成18年9月6日	第1回名寄市総合計画策定審議会開催及び第1回各専門部会開催 まちづくり講演会：旭川大学大学院教授 磯田憲一氏 （審議委員100名の委嘱、会長・副会長の選出、各専門部会の設置、総合計画の諮問）
平成18年9月11日	市議会総務文教委員会における説明〔総合計画策定の進捗状況について〕
平成18年9月13日	総合計画ホームページの運用開始
平成18年9月19日～9月25日	総合計画を考える地域懇談会の実施（名寄地区7会場）
平成18年9月20日	第3回名寄市総合計画庁内策定委員会開催
平成18年9月27日	第2回名寄市総合計画策定審議会開催及び第2回各専門部会開催 〔新名寄市総合計画（第1次）基本構想事務局案（未定稿）について、基本計画分野（現状分析・施策体系）のたたき台について〕
平成18年10月3日	審議会：第1回総務部会開催 （部会長・副部会長の互選、審議会及び各専門部会の運営について）
平成18年10月6日	審議会：市民生活環境部会（第3回）
平成18年10月11日	審議会：教育文化スポーツ部会（第3回）
平成18年10月12日	総合計画を考える市長との懇談会の実施（名寄青年会議所・建司会）
平成18年10月13日	審議会：保健医療福祉部会（第3回）
平成18年10月13日	審議会：産業経済部会（第3回）
平成18年10月16日	総合計画を考える市長との懇談会の実施（JA道北なよろ女性部・同智恵文若妻会・同ひまわり会）
平成18年10月17日	総合計画を考える市長との懇談会の実施（JA道北なよろ青年部）
平成18年10月17日	審議会：都市基盤整備部会（第3回）
平成18年10月20日	審議会：市民生活環境部会（第4回）
平成18年10月23日	第4回名寄市総合計画庁内策定委員会開催
平成18年10月24日	審議会：都市基盤整備部会（第4回）
平成18年10月25日	審議会：教育文化スポーツ部会（第4回）
平成18年10月27日	審議会：保健医療福祉部会（第4回）
平成18年10月31日	審議会：産業経済部会（第4回）
平成18年11月1日	審議会：総務部会（第2回）
平成18年11月7日	審議会：市民生活環境部会（第5回）
平成18年11月7日	審議会：教育文化スポーツ部会（第5回）
平成18年11月7日	審議会：都市基盤整備部会（第5回）
平成18年11月8日	審議会：総務部会（第3回）
平成18年11月10日	審議会：保健医療福祉部会（第5回）
平成18年11月15日	審議会：産業経済部会（第5回）
平成18年11月15日	審議会：都市基盤整備部会（第6回）
平成18年11月16日	審議会：総務部会（第4回）
平成18年11月20日	第3回名寄市総合計画策定審議会（全体会議）開催 〔名寄市における将来人口推計について、財政見通しについて、新名寄市総合計画（第1次）基本構想案について〕
平成18年11月21日	審議会：教育文化スポーツ部会（第6回）
平成18年11月21日	審議会：市民生活環境部会（第6回）
平成18年11月21日	審議会：産業経済部会（第6回）
平成18年11月27日	審議会：総務部会（第5回）
平成18年11月30日	風連町合併特例区協議会における説明〔新名寄市総合計画（第1次）の策定について〕
平成18年12月1日～12月5日	新名寄市総合計画（第1次）「中間報告会」の実施（風連地区5会場、名寄地区4会場）
平成18年12月13日	第5回名寄市総合計画庁内策定委員会開催
平成18年12月16日・12月18日	新名寄市総合計画（第1次）「中間報告会」の実施（名寄地区3会場）
平成18年12月18日	市議会議員協議会の開催〔新名寄市総合計画（第1次）の策定について〕
平成18年12月22日	審議会：総務部会（第6回）
平成18年12月26日	審議会：総務部会（第7回）
平成18年12月26日	第4回名寄市総合計画策定審議会（全体会議）開催 〔新名寄市総合計画（第1次）基本構想案・同基本計画案について・答申について〕
平成19年1月17日	新名寄市総合計画（第1次）の答申
平成19年2月2日	平成19年第1回名寄市議会臨時会：新名寄市総合計画（第1次）基本構想を原案可決 新名寄市総合計画（第1次）基本構想・同基本計画の決定

名寄市総合計画策定審議会の開催・活動経過

平成18年9月6日 第1回総合計画策定審議会及び専門部会の開催

- ・委員の委嘱
委嘱者：100人（学識経験者32人、市内関係団体の代表者52人、公募者16人）
特別委員：名寄市立大学教員5人
- ・諮問：新名寄市総合計画（第1次）の策定について
- ・まちづくり講演会
演題 「まちぢからの発見 - 地域が発信する判断と決断 - 」
講師 旭川大学大学院教授 磯田憲一氏（元北海道副知事）

平成18年9月27日 第2回総合計画策定審議会及び同専門部会の開催

- ・新名寄市総合計画（第1次）基本構想事務局案（未定稿）について
- ・新名寄市総合計画基本計画分野（施策体系、現状分析）たたき台について

平成18年11月20日 第3回総合計画策定審議会（全体会議）の開催

- ・名寄市における将来人口推計について
- ・財政見通しについて
- ・新名寄市総合計画（第1次）基本構想（案）について
- ・各専門部会における基本計画分野の審議経過について
- ・総務部会への委任事項について

平成18年12月26日 第4回総合計画策定審議会（全体会議）

- ・新名寄市総合計画（第1次）基本構想（案）について
- ・新名寄市総合計画（第1次）基本計画（案）について
- ・答申案について

平成19年1月17日 答申：新名寄市総合計画（第1次）の策定について

各専門部会の開催状況（平成18年）

専門部会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
市民生活環境部会	9月6日	9月27日	10月6日	10月20日	11月7日	11月21日	/
保健医療福祉部会	9月6日	9月27日	10月13日	10月27日	11月10日	11月17日	
教育文化スポーツ部会	9月6日	9月27日	10月11日	10月25日	11月7日	11月21日	
産業経済部会	9月6日	9月27日	10月13日	10月31日	11月15日	11月21日	
都市基盤整備部会	9月6日	9月27日	10月17日	10月24日	11月7日	11月15日	
総務部会	10月3日	11月1日	11月8日	11月16日	11月27日	12月22日	

名 企 企第32号
平成18年9月6日

名寄市総合計画策定審議会会長 様

名寄市長 島 多慶志

新名寄市総合計画（第1次）の策定について（諮問）

名寄市は、合併という自治体の基本的な枠組みの変更に加え、少子高齢化の進行と人口減少や地方分権の進展、厳しい財政運営など多くの課題を抱え、多様化・複雑化する市民ニーズを反映させた自主性と自立性の高い行政運営が求められています。

風連町・名寄市合併協議会が策定した新市建設計画を踏まえて、市民との協働によって新しいまちづくりの指針となる新名寄市総合計画（第1次）の策定について、名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年条例第225号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成19年1月17日

名寄市長 島 多慶志 様

名寄市総合計画策定審議会

会 長 藤 田 健 慈

新名寄市総合計画（第1次）の策定について（答申）

平成18年9月6日付名企企第32号により本審議会に諮問のありました新名寄市総合計画（第1次）の策定について、名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年条例第225号）第2条の規定により、本審議会における審議結果に基づきその意見を付して別紙のとおり答申します。

記

別紙

- 1 答申
- 2 新名寄市総合計画（第1次）基本構想（案）
- 3 新名寄市総合計画（第1次）基本計画（案）
- 4 新名寄市総合計画（第1次）策定審議の主な経過

答 申

本審議会は平成18年9月6日に旧風連町と旧名寄市が合併し、新名寄市誕生の礎を築くため、新市民100人により発足いたしました。

時代の潮流は、地方自治のあり方を大きく変え、地方公共団体は地方分権時代に則した自己決定、自己責任による政策的、財政的自立を求められています。

新市の建設にあたっては、これらの合併の意義を十分に踏まえ、新しい視点に立った未来に夢を持つ地域づくりを基本に計画を立案しました。

これからの地域づくりは、そこに住む市民自らが地域の課題を共有し、解決法を協議し決定するという、自らの責任と判断で主体的に地域づくりを進めて行く市民自治、地域主権の理念を持たなければなりません。そして市民の役割、行政の役割を明確にし、各々が主体的に協力し合う協働のまちづくりが重要です。

また、逼迫する地方財政や少子高齢化により、これからの地域の更なる発展には効率的かつ専門的に組織された行政と機能的に集約された都市基盤、身の丈にあった持続可能な財政計画と投資の選択と集約が重要です。

このような視点を基本として策定審議を行いました。

「協働」「健康」「生活」「活力」「人づくり」の5つをまちづくりの基本理念として「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」の将来像を実現するため、別紙のとおり基本構想（案）及び基本計画（案）をまとめましたので答申します。

今後10年の歩みには、多くの社会状況の変化や困難が予測されます。本計画にあたっては、状況の変化に対応した弾力的な推進はもとより、市民との協働による進行管理や運用を以て健全な財政運営を図り、計画で示されたまちづくりの基本目標の着実な実現を希望するものです。

以 上

名寄市総合計画策定審議会委員名簿

審議会会長 審議会副会長 （順不同、敬称略）
（任期：平成18年9月6日～平成19年1月17日）

総務部会	
氏名	備考
藤田 健慈	部会長
種田 芳雄	副部会長
北出 尚子	副部会長
黒田 英二	市民生活環境部会長
山上 瞳	同副部会長
福川 競	同副部会長
今藤 正美	保健医療福祉部会長
小田桐 茂	同副部会長
西 守	同副部会長
榎山 秀明	教育文化スポーツ部会長
國府 壮	同副部会長
東 富子	同副部会長
宗万 利行	産業経済部会長
新井田絹代	同副部会長
井上 幸人	同副部会長
中村 雅光	都市基盤整備部会長
高橋 藤次	同副部会長
氏江 穰	同副部会長

総務部会は、審議会の会長、副会長及び総務部会を除く各専門部会の部会長、副部会長により構成する。

市民生活環境部会	
氏名	備考
今田 博敏	
江田 正昭	
太田 尚光	
川原 彰	
北野 則子	
黒田 英二	部会長
作山 行光	
佐藤 ひとみ	
澤田 忠宏	
新保利 雄	
谷野 勇治	
長谷川 良雄	
福川 競	副部会長
福田 健治	
藤井 和仁	
山上 瞳	副部会長
山岸 ノブエ	
山下 敏之	
山本 幸雄	
吉田 キク	

特別委員	備考
寺山 和幸	名寄市立大学 保健福祉学部 看護学科教授

保健医療福祉部会	
氏名	備考
安澤 純子	
上野 克子	
内海 智	
小川 進	
小田桐 茂	副部会長
川村 幸栄	
熊谷 洋	
今藤 正美	部会長
佐藤 きみ子	
坂田 仁	
柴田 由美子	
清水 信浩	
中村 洋子	
西 守	副部会長
長谷川 まゆみ	
東 巖	
藤田 健慈	
宮本 幸子	
吉田 雅美	
吉田 稔	

特別委員	備考
大見 広規	名寄市立大学 保健福祉学部 栄養学科教授

教育文化スポーツ部会	
氏名	備考
東 富子	副部会長
安達 啓治	
大野 洋子	
岡本 喬	
笠井 信	
北畠 眞樹子	
白木 剛	
國府 壮	副部会長
柴田 敏郎	
高橋 直樹	
田中 誠子	
中尾 公一	
檜山 秀明	部会長
西尾 眞智子	
早川 正一	
藤平 民世	
前田 憲	
宮澤 好輝	
室田 弘二	
山崎 博俊	

特別委員	備考
大坂 祐二	名寄市立大学 保健福祉学部 社会福祉学科助教授

産業経済部会	
氏名	備考
青山 義和	
五十嵐 真吾	
伊東 和江	
井上 幸人	副部会長
尾矢 直紀	
上口 里美	
齋藤 清志	
佐藤 政雄	
宗万 利行	部会長
谷井 好栄	
種田 芳雄	
千々石 奈穂美	
中村 耕司	
中村 辰雄	
新井田 絹代	副部会長
野作 直子	
東野 秀樹	
松下 賢二	
米澤 宏樹	
和田 英則	

特別委員	備考
佐藤 信	名寄市立大学 保健福祉学部 教養教育部助教授

都市基盤整備部会	
氏名	備考
明石 欽弥	
伊藤 みどり	
氏江 穰	副部会長
小田桐 正彦	
北出 尚子	
栗原 智博	
河野 絹江	
今野 久美子	
酒井 弘治	
櫻庭 大	
菅井 静夫	
高橋 藤次	副部会長
永井 まゆみ	
中村 雅光	部会長
福井 浩史	
松前 衛	
村山 聡	
山本 和則	
山本 盛行	
鷲田 友貴	

特別委員	備考
村本 徹	名寄市立大学 保健福祉学部 社会福祉学科教授

市民懇談会の開催経過

(1) 総合計画を考える「地域懇談会」の実施

実施期間：平成18年8月21日～8月31日（8回）、平成18年9月19日～9月25日（6回）

実施会場：風連地区5会場、名寄地区8会場、計14会場

参加者総数：262人

総合計画を考える「地域懇談会」で出された主な意見・提言等

主な意見内容の分類（全体で180件の意見）		分野別件数には重複意見を含む
総務分野	38件	効率的な行政運営 10、新庁舎建設 9
市民生活環境分野	7件	消防・防災対策の充実 6
保健医療福祉分野	25件	医師確保などの医療サービスの推進 12、高齢者福祉の充実 8
教育文化スポーツ分野	20件	学校給食など小中学校教育の推進 10、生涯スポーツの振興 3
産業経済分野	54件	農業後継者対策などの農業農村振興 28、観光振興 10
都市基盤整備分野	46件	住宅整備・都市環境整備 19、道路・交通ネットワーク整備 19

(2) 総合計画を考える「市長との懇談会」の実施

実施回数：平成18年10月12日、16日、17日（3回）

団体名：建司会・名寄青年会議所（10/12）、JA道北なよろ女性部等（10/16）

JA道北なよろ青年部役員（10/17）

(3) 新名寄市総合計画（第1次）「中間報告会」の開催

実施期間：平成18年12月1日～12月5日（9回）、平成18年12月16日～12月18日（3回）

実施会場：風連地区5会場、名寄地区7会場、計12会場

参加者数：延べ191人

アンケートなどによる市民要望

(1) 総合計画に関する「ご意見アンケート」の実施

実施方法：広報なよろ（平成18年9月号）に折り込み配布、郵送により回答

回答締め切り：平成18年10月6日

集計結果

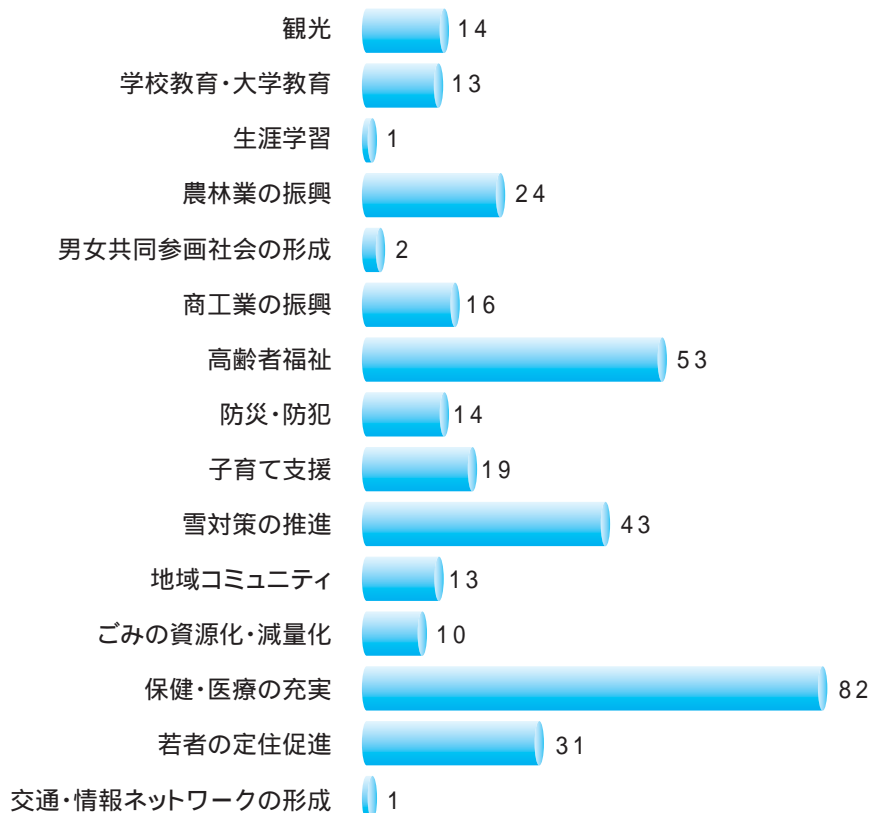
回答年齢階層	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	計
該当者数(人)	1	6	14	16	18	31	29	10	125

ご意見アンケートでは134件のご意見・ご提言等をいただきました。

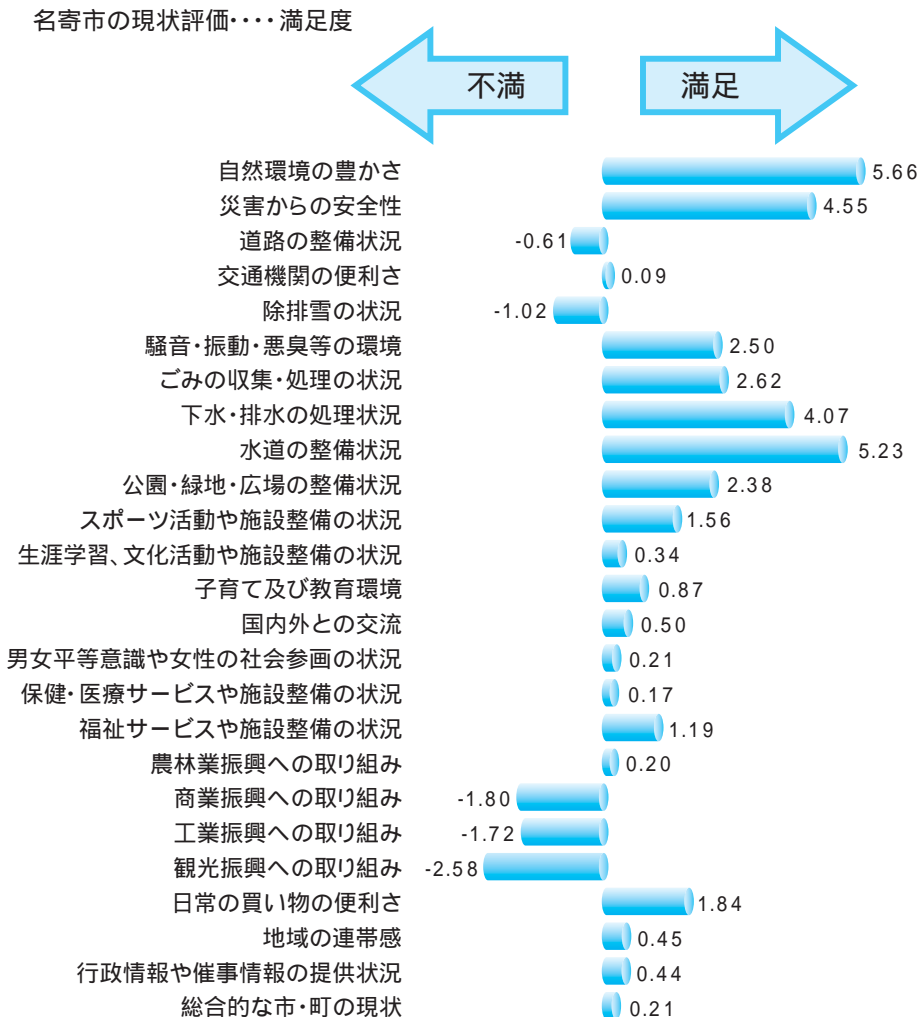
分野別では総務39件、市民生活環境9件、保健医療福祉16件、教育文化スポーツ13件、産業経済20件、都市基盤整備37件、となっています。（分野重複意見含む。）

これからの10年間、名寄市が力を入れていくべきものとして、15の設問から3つを選んでいただいたアンケートでは、保健・医療の充実（82）が特に高く、高齢者福祉（53）、雪対策の推進（43）、若者の定住促進（31）、農林業の振興（24）などが選択されています。

これからの10年間に力を入れるべきもの



(2) 風連町・名寄市合併協議会が実施した「市町村合併に関するアンケート調査」
 (実施年月日：平成16年6月、回答数：2,315)

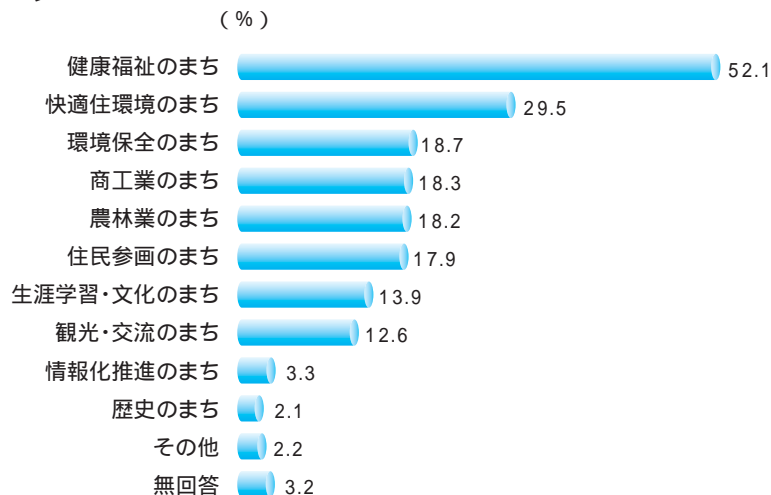


「市町村合併に関するアンケート調査」では、「あなたは、お住まいの市・町の現状をどう思いますか。」という設問により、2市町の現状を把握し、共通の特性や課題を明確にするため、自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる24項目と「総合的な市・町の現状」の計25項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点（満足度：最高点10点、最低点 - 10点）を算出しました。

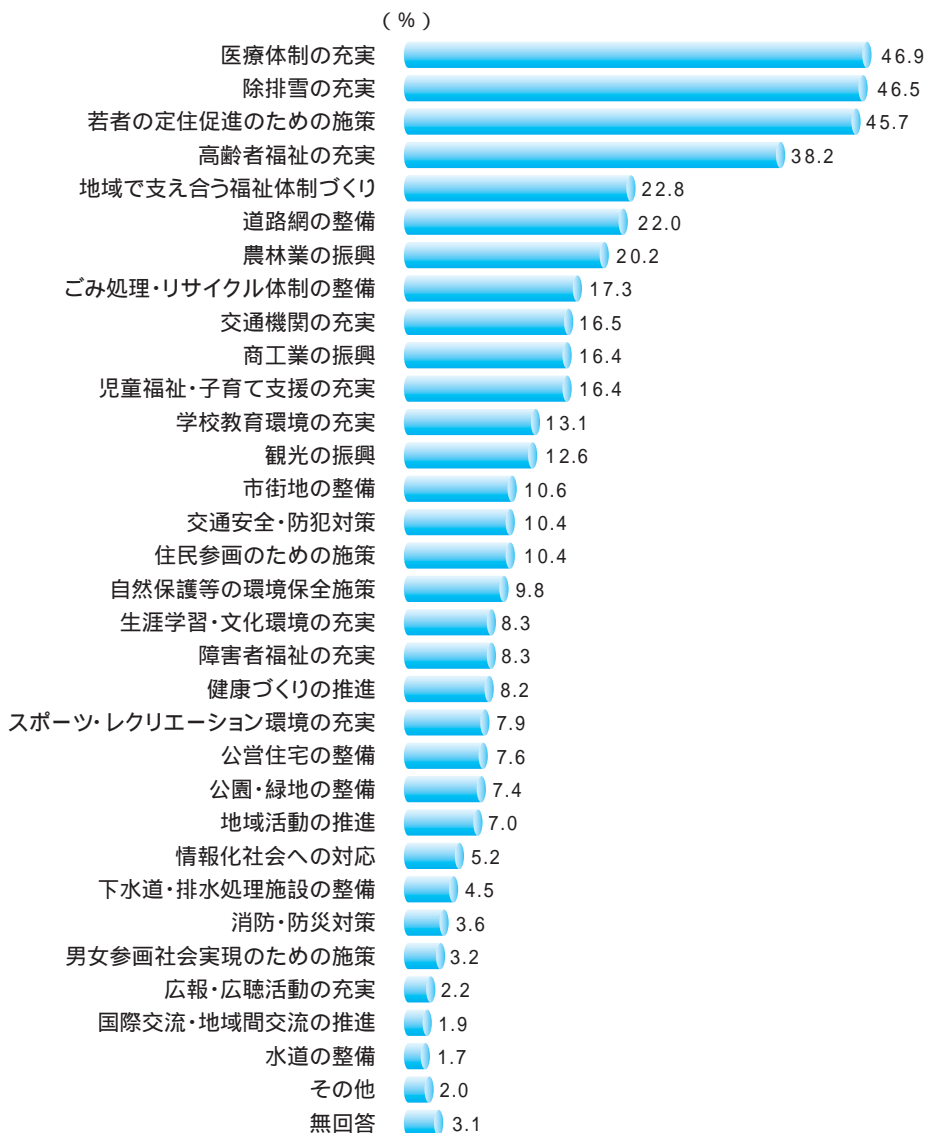
これによると2市町全体での満足度評価は、「自然環境の豊かさ」(5.66点)が最も高く、次いで「水道の整備状況」(5.23点)、「災害からの安全性」(4.55点)、「下水・排水の処理状況」(4.07点)と続き、以下、「ごみの収集・処理の状況」(2.62点)、「騒音・振動・悪臭等の環境」(2.50点)などの順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は「観光振興への取り組み」(-2.58点)となっており、次いで「商業振興への取り組み」(-1.80点)、「工業振興への取り組み」(-1.72点)などの順となっています。また、設定した24項目のうち、プラス評価となっている項目が19項目、マイナス評価となっている項目が5項目にとどまり、「総合的な市・町の現状」は0.21点とプラス評価であり、総体的な評価は比較的高い結果であるといえます。

将来のまちのイメージ



新市が重点的に取り組むべき施策



名寄市総合計画策定審議会条例

平成18年6月5日
条例第225号

(設置)

第1条 名寄市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員100人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内関係団体の代表者

(3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の答申をもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(専門部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

平成18年7月26日
規則第211号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画策定審議会条例(平成18年名寄市条例第225号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 名寄市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。

3 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。

4 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によって定める。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

7 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

8 専門部会の会議は、部会長が招集する。

9 専門部会は、部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

10 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(合同専門部会)

第3条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は名寄庁舎担当助役が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、専門部会にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各部局が、その事務を担当する。

2 前項の各部門に主幹及び副主幹を置く。

3 主幹は、主要担当部長職をもって充て、副主幹は、その他の部長職又は主要担当次長職をもって充てる。

4 各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画振興室企画課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名寄市総合計画庁内策定委員会規程

平成18年7月26日
訓令第72号

(設置)

第1条 名寄市の総合計画を策定するため、庁内に名寄市総合計画庁内策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 助役及び教育長

(2) 名寄市事務分掌規則(平成18年名寄市規則第8号)第2条の規定による各部、所の長及び名寄市立総合病院事務部長、名寄市立大学事務局長並びに他執行機関の部長及び事務局長

4 会長は、必要があると認めるときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、助役又はあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第5条 策定委員会の活動を補佐するため、次の専門部会を設ける。

総務部会、市民生活環境部会、保健医療福祉部会、教育文化スポーツ部会、産業経済部会、都市基盤整備部会

2 専門部会は、それぞれの専門部会の所掌事務に関連する各部局から市長が指名する職員で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、市長が委員の中から、これを指名する。

4 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を策定委員会に報告するものとする。

5 専門部会員は、会長の指示により随時策定委員会に出席し、意見を述べることができる。

各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(合同専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の会議の庶務は、総務部企画振興室企画課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年7月26日から施行する。

新名寄市総合計画 (第1次)

発行 平成19年3月

編集 名寄市総務部企画振興室企画課

名寄市大通南1丁目1番地 名寄庁舎

(代) TEL 01654 - 3 - 2111

(代) FAX 01654 - 2 - 5644

印刷 株式会社 名寄印刷所